

## ヘーゲル “Systementwürfe II” における弁証法について

船 盛 茂

我々はこれまでイエーナ時代における青年時代のヘーゲルの哲学の形成過程について、種々の観点から論じてきた。一八〇一年に始まったイエーナでの本格的な哲学活動の内を考えぬかれた諸思想は、一八〇七年出版の『精神現象学』において結実することになるが、その間の約七年間については、その彼の思想の発展の上でいくつかの重要な時期を指摘することができる。その中でもヘーゲル哲学の言うならば課題そのものである絶対者の認識のいわば絶対的方法としての弁証法について見た場合、一八〇四～五年の “Systementwürfe II” は注目に値しよう。

この書は一八〇四年～五年のヘーゲルのイエーナ大学冬学期における講義用完成稿の断片で、内容的には論理学、形而上学、自然哲学の三部門から成っており、彼が初めて弁証法を哲学の絶対的方法として採用した『精神現象学』執筆開始の少し前のものであり、彼はこの書で初めて頻繁に弁証法という言葉を使用している。この点からしても注目されるべきであると共に、また我々が前に論じた “für uns” の使用についても、<sup>註2</sup> 『精神現象学』においてと同じくらい多く使用されている点からし

ても、この書の重要性は注意されるべきであろう。この書における弁証法の使用については、すでに M. Baum により『イエーナ時代のヘーゲルにおける論理学と形而上学の方法について』という論文の中で取り上げられている。<sup>註3</sup> そこで我々はこの小論においては、この M・バウムの論文の中の “Systementwürfe II” における弁証法の意味についての解釈を要約、紹介することを通して、この時期のヘーゲルの弁証法理解について考えてみることにしたい。

M・バウムの前記の論文は、1、導入 (Einleitung) の問題、2、論理学と形而上学の関係、3、懐疑主義の相關概念としての形而上学、4、論理学と弁証法という4つの章から構成されている。そのうち1～3章は “Introductio in Philosophiam” と “Logica et Metaphysica” という講義に関連する諸断片について、<sup>註4</sup> 「絶対者の学的認識の方法の観点」から取り扱い、最後の第4章は一八〇四～五年の “Systementwürfe II” の論理学と形而上学をとりあげ、この書において初めて広範に使用されることになる弁証法の意味を明らかにすることが試みられ

ている。そこでこの小論では主に第4章における「Systementwürfe II」でのヘーゲルの弁証法の意味についてのM・パウムの解釈を要約、紹介することにしたい。

[一]

一八〇二年の自然法関係の論文『政治論集』と『法哲学』を除いて考えれば、ヘーゲルの諸著作の中で弁証法の名称と概念が比較的まとまって使用されているのが、それより少し後の「Systementwürfe II」においてである。<sup>註5</sup>この断片では確かに専ら論理学において弁証法が取り扱われているようであるが、しかし自然哲学や形而上学においても若干は取り扱われていることも看過されるべきではなからう。<sup>註6</sup>

論理学と形而上学の内容に関して、我々はまず一八〇四―五年の論理学が徹底して絶対者を、例えば絶対者が量のカテゴリーで把握されるかを問題にするといった観点で論じているという点を明確に押えておく必要がある。絶対者をテーマとするその仕方が、カテゴリーの解明という論理学の文脈に従っているのは、それが「Systementwürfe (G. W. 7) S. 15ff.」の註で見い出される点にも表われている。絶対者の内の二つの要素の「量的無差別」が語られている限りにおいて、ここではシェリングの『私の哲学体系の叙述』が批判されているのは明らかである。絶対者の内での諸対立の統一は、ここでは量のカテゴリーの下に考えられている。すなわちまずさし当っては質的差異における実体の数  
的同一性として、実体の属性である理念的なものと実在的なものとの対

立性における実体の数的同一性として考えられている。シェリングの自己解釈によれば、「量的無差別」を通して「区別され得ないものの同一性」が示されるはずである。すなわち実体の同じように無限な属性——無限な思惟と無限な拡がりの同一性——が示されるはずである。

以上のようなシェリング的な量という観点からの絶対者の定義の不分な点は、ヘーゲルによれば次の点に存する。確かにその場合シェリングにおいて実体の統一と属性が多くあることが排除し合うものでなく、それ故統一が決して一方の側を無力にした抽象的同一性<sup>註7</sup>ではないということがあくまで主張されている点については、ヘーゲルも認めての上であることはあらかじめ断わっておかねばならない。しかし他方ではシェリングに対し(1)ヘーゲルは対立は一般に質的なものであると主張する。<sup>註8</sup>それ故また量的諸規定は、一方の要因が他方にまさっているといったように互いに異っているか、それとも両者が同じ大きさの場合のように同じであるかには関係なく、プラスとマイナスのように対立として考えられる限りにおいて質であり、従って絶対者の本質的規定であるわけである。してみれば上に指摘した互いに異った諸属性は対立せるものとして、絶対者の本質的規定であるわけである。このことは絶対者に即してみれば、絶対者それ自身がこういった諸対立から独立しては把握されえないということである。それに対しシェリング的な量的規定は常に事柄そのものに対して無関係な、外的規定にすぎないことになる。またヘーゲルはシェリングに反対し次の点も主張している。(2)統一と多性(Vielheit)はまさに双方の存立と互いの止揚という二重の関係にお

いて対立として存在する。従って絶対者はこれらの対立せる組合せとして考えられる諸属性のすでに止揚されてしまった静止し、休らった統一ではなく、区別と区別の止揚の統一としてのみ存在する。というのも質の対立は絶対的なものとして諸対立せるものの有であり、同時にまたそれらの完全な対立の結果としてのそれらの全体的否定であるからである。絶対的対立は、諸規定がそれにとって外的なままである何かあるものにおける対立した偶然的な諸規定の対立といったものではなく、対立そのものの「基体なき運動」(die substratlose Bewegung)であり、しかも実体として考えられている。してみれば差異は単に量的なもの、本質の外にあるものとして、絶対者の単に相対的な規定とみなされるべきではなく、絶対者それ故あらゆる事物一般の本質は常に質的対立の中での無差別の内に認められるべきであり、そしてまさに対立とその本来的否定性とを対立の内にありながらも同一性にあるものとして考えるべきである。ここで統一と多性に関して言えば、多 (das Viele) は一つの実体の偶然的な規定ではなく、絶対者の統一は二つの同種類の対立せるものである一と多の対立の本質的統一なのである。簡潔に言えば、統一と多性の統一は対立の統一であって、実体と属性との統一ではないのである。いずれにしても実体の概念は決して対立せる諸述語がそれに結びつけられるべき主語を意味するものではありえず、それ自身が関係の概念、もっと言えば矛盾のあり方においてある一概念でなければならぬ。論理学の中で絶対者が現在している他の例を、我々は本文中で他に数ヶ所確認することができる。<sup>註</sup>他方では形而上学は決してただ絶対

者のみを、あるいは絶対的実在の思弁的理念のみを扱っているわけではない。とりわけ一八〇四―五年の形而上学の内容は多かれ少なかれヴォルフの経験心理学の諸対象を含めて一般及び特殊形而上学のあらゆる内容を含んでいる。しかしこういった種々の内容は、その理念という点からみると論理学の基礎の上に採り入れられる認識の展開として示されるのである。すなわち同一性ないしは矛盾、排除された第三のものといった論理的——存在論的諸原則や根拠の命題が、形而上学の始めの部分のテーマとなるのである。それ故このように一八〇四―五年の論理学と形而上学の内容を初期イェーナ時代の講義プログラムと関係づけてみると、我々は「ここでヘーゲルは何を哲学の方法としているのか」、「何故弁証法は形而上学で何の役割も果さないのか」といった問題が出てくる。そこでこれらの問題についてまず後者の問題から考えていくことにしたい。

## (二)

ヘーゲルが形而上学で対象となるものを弁証法から取り出されたものとして示している箇所を考察してみると、まず次のこと、すなわち弁証法ここでは哲学的探求の方法あるいは叙述の方法に対する名称としてはいまだ必ずしも受け取られているのではなく、事柄の論理的関係に与えた、そして形而上学的諸対象を省いたままにしておくところのあるものとして受け取られているのが明らかとなる。それではここで使用されている弁証法という言葉の分析から何が明らかとなるのであろうか。

ヘーゲルは弁証法という自らの概念を定義する試みを、ここでは行っていない。彼はこの概念をむしろ何か既知のものとして前提している。特に彼はこの概念を附加語的に使用したり、また「弁証法的なもの」(das Dialektische)<sup>註10</sup> なごしは事柄の「弁証法的本性」(die dialektische Natur)<sup>註11</sup> と同義に使用している。それ故にヘーゲルはここで例えば実在性の概念、量、量とその契機といった単純な関係の諸契機、可能性、現実性、数的一者、因果関係、有の関係、規定された概念、定義そして分類の弁証法的なもの、あるいは弁証法について語ることができるのである。しかしそれのみでなく自然や魂の弁証法についても少しは語られている。弁証法が語られている例はそれ故主として哲学の中の論理学と名づけられている部分において見い出されるのである。この論理学の最初の部分は、「単純な関係」という名称で、量と無限性のカテゴリーを含めてカントの質と量のカテゴリーを含んでいる。第二部は「関係」という名称で、様相のカテゴリーを含めてカントの関係のカテゴリーと一般論理学を含んでいる。第三部は定義、分類、認識といった論理学的方法論の内容を含んでいる。大まかにみるとこの分類はそれ故一八〇一年の論理学の素描と一致していると言えよう。論理学のこのような文脈から弁証法または弁証法的なものの意味を把握するため、二―三の箇所について見てみることにしたい。

ヘーゲルは弁証法という自らの概念を定義する試みを、ここでは行っていない。彼はこの概念をむしろ何か既知のものとして前提している。特に彼はこの概念を附加語的に使用したり、また「弁証法的なもの」(das Dialektische)<sup>註10</sup> なごしは事柄の「弁証法的本性」(die dialektische Natur)<sup>註11</sup> と同義に使用している。それ故にヘーゲルはここで例えば実在性の概念、量、量とその契機といった単純な関係の諸契機、可能性、現実性、数的一者、因果関係、有の関係、規定された概念、定義そして分類の弁証法的なもの、あるいは弁証法について語ることができるのである。しかしそれのみでなく自然や魂の弁証法についても少しは語られている。弁証法が語られている例はそれ故主として哲学の中の論理学と名づけられている部分において見い出されるのである。この論理学の最初の部分は、「単純な関係」という名称で、量と無限性のカテゴリーを含めてカントの質と量のカテゴリーを含んでいる。第二部は「関係」という名称で、様相のカテゴリーを含めてカントの関係のカテゴリーと一般論理学を含んでいる。第三部は定義、分類、認識といった論理学的方法論の内容を含んでいる。大まかにみるとこの分類はそれ故一八〇一年の論理学の素描と一致していると言えよう。論理学のこのような文脈から弁証法または弁証法的なものの意味を把握するため、二―三の箇所について見てみることにしたい。

ある。それは彼の「一と多がひとつであり、これのみが唯一絶対的である」ということが単に証明されるのではなく、一と多そのものに即して各々がその他者とひとつの存在として措定されていることが絶対者の真なる認識には不可欠である」<sup>註16</sup>という主張にも充分確認することができ。このようなシェリング批判は絶対者認識におけるプラトンの弁証法の果たすことのできる機能に対する一例を与えてくれる。しかしそれにもかかわらずこういった対立せるものを統一するという弁証法の機能についての理解は、少なくともここでは弁証法の意味を説明したというより、むしろ既知のものとして前提している。

事柄の弁証法にとり本質的である矛盾は、明らかに単に対話の相手方が取りたてるといったところのものではなく、原則的には矛盾する発言は真理である事柄そのもの内に含まれているといったものでなければならぬ。だからして例えば定義の弁証法的側面については、それが次の点、すなわち「定義されたものは実際には普遍的なものとしては措定されていなかった……。定義として定義されたものは……普遍的なものとして定義されるべきである」<sup>註17</sup>という点に存するのである。und:」により結合された二つの命題からは一つの矛盾が生じるが、しかし後の命題により前の命題の修正がなされるように見える。しかし前者の命題に矛盾する後者の命題は、それへの移行がなされねばならず、それにより最初の命題が虚偽と認識されるようなものであってはならない。二つの矛盾する命題の関係の内から本来的に移行、前進は生じるのである。すなわち矛盾するものはすべて自己を止揚し、自己自身の反対のものへ

となるのである。

それ故現実態に関しては、その弁証法の結果、自己のもとに休らい止まることはできず、また因果関係に関してはその弁証法は必ず必然的に因果関係そのものを越え出ると言われる。従ってある事柄の弁証法的なものは、その事柄がそれ自身の内に含まれる矛盾の故に止揚され、その反対物へとなることの内に成立する。しかしそうはいってもこの移行は決して悪無限的に無限に進行するものではない。むしろ無限性とは矛盾の内的関係の内に成立するすべての概念の内的規定のことである。それ故ここでいう無限性のカテゴリーは、単純な関係すなわち悟性の論理学<sup>註18</sup>の全カテゴリーのいうならばメタカテゴリーである。それというのも自らの外に所有されているのではなく、自らの本来の定義の内に含まれている自らの反対物を、自らの規定にあって必要とするようなあり方で存在するものはすべて無限であるからである。ある物はそれが本質的に自己矛盾する限りにおいて無限であり、自己以外の他者により規定される限りにおいて有限である。無限性のカテゴリーはそれに先行する質、量をして数量のカテゴリーの述語として次のことを意味している。すなわちそれらのカテゴリーはすべて何か他者によって、この他者がその反対物としてそれを規定するのと同じように、それによって規定されるような仕方規定されているということを意味している。各々の物は確かに他者への関係にあるが、しかしこの他者が自己の他者であり、それ故両者はまさに論理的に対立する同じもの、換言すれば関係づけられたものである限りにおいて無限である。この限りにおいて関係づけられたもの

は、実はただ自己との関係においてあるのであって、この単純な関係は規定されたもの、従って有限者の自己同一性それ故無限性の関係である。それ故矛盾がある事柄に内的あるいは弁証法的なものと受け取られる時、矛盾ないしは無限性は絶対的に弁証法の実在であると言<sup>19</sup>うことができる。このような点からして無限性の概念は、本来的に弁証法的概念である。

この無限性という中心概念のなかにヘーゲルは後年の弁証法の本質的契機をすべて包括しているとしても過言ではない。すなわちこの概念に包含されていることを要約すると、(1)すべて規定は論理的に対立するものの否定である。(2)対立するものの否定とは、規定の内に存する限定の止揚であり、こういった意味で無限性の回復である。(3)自己への環帰によって生成する第三の契機は、そこではかの第一の契機がその対立せるものと同じのものであるという三契機にまとめられる、これら三契機は「定義とは否定である」、「二重の否定は肯定である」、「弁別せられざるものは同一である」という伝統的な論理学上の公理に対応している。それ故これら三つの契機がヘーゲル弁証法の根幹をなすものであると言<sup>20</sup>える。

### (三)

以上、Systementwürfe II<sup>21</sup>における弁証法の使用とその意味について見てきたが、しかしここで見落されるべきでないのは、ここでの弁証法概念がいまだ『精神現象学』において認められるような、ヘーゲル

哲学の絶対的方法としては考えられていないということである。むしろまだそれには言うならば従属的な位置が与えられている。すなわち弁証法はここではいまだカテゴリー論、形式論理学そして論理学的方法を特徴づけているにすぎず、彼が論理学と名づけた全領域は「弁証法的前進と止揚」(dialektische Fortgehen und Aufheben)<sup>20</sup>あるいは「弁証法の内での消失」(Verschwinden in der Dialektik)<sup>21</sup>により支配されている。そしてこういった「弁証法的前進と止揚」は、論理学の各内容が互いに「異った関係」あるいは「関係」から生じるという事実の結果なのである。言うならば矛盾とは論理学的諸規定を止揚し、駆逐した関係であった。してみれば、こういった関係の領域が放棄されるとき、必然的に弁証法的前進や止揚といったものも失われてしまうわけである。しかしこのことは如何にして可能なのであるか。

この可能性は認識において弁証法と、諸規定の弁証法による継続的止揚、それ故論理学そのものを止揚することがうまくいった時成立する。論理学は区別された、形式的認識<sup>22</sup>の領域であり、このことは単に形式論理学についてのみ妥当するのではなく、カテゴリー論や方法論についても同様のことが言える。全体として見た場合、論理学の課題は「形式その絶対的具象にまで」<sup>23</sup>構成することにあつたわけであるが、しかし同時にそこに論理学の限界も存したのであった。「他者とのあらゆる関係を免れた、そしてその契機がそれ自身総体性である」<sup>24</sup>絶対的認識は、むしろ形而上学の対象とするところである。それに比して論理学はいまだ他者への関係の段階での認識にすぎなかった。論理学の形式的認識には

常に弁証法的前進と形式の止揚がおこるのである。それ故にこそヘーゲルはそれを弁証法と呼ぶことができるのである。しかしこの名称はいまだ原則的にはその対象の本質は示しても、その方法までは必ずしも示してはいない。

ところで弁証法としての論理学の以上のような規定は、カントの弁証論の特徴と注目すべき類似性をもっている。カントにとっては「機関と思い誤られた一般論理学」が弁証論と称されるのである。そこで彼は論理学が弁証論へと転倒してしまうことの由来についての問に対し、「まるであらゆる私たちの認識に悟性の形式を与えるかのように思われる技術を所有していることのうちには、たとえそれが認識の形式に関してはどう程度空虚かつ貧弱であろうとも、何か極めて誘惑的なものがひそんでいるので、……一般論理学は客観的な諸注意を現実的にうみだすため、少なくともそうした諸主張についての幻想のためのいうならば機関として使用されている」と答えている<sup>註25</sup>。ヘーゲルがこの時期弁証法を論理学の領域へと制限するのは、彼の弁証法がたとえカントの場合のごとく仮象の論理ではないとしても、今指摘したような論理学の単なる形式性へのカントの洞察に一面では依拠しているからと言ってもよいであろう。しかしまさしくそれ故に絶対者の認識が問題となるとき、論理学の対象である形式的認識は、それと質的に異なった種類の認識のため放棄されざるを得ないのである。こういった形而上学的認識の根本にあるものは、その認識の内容である認識されたものと認識とが構造的に同じであるというヘーゲルの思想である。認識されたものは同時に形而上学的

認識に内在し、またはその内容をなすものである。認識とは我々が統一を対立として措定し、次いでこの対立を統一の内で止揚することに他ならない。こういった認識は統一として対立を措定することであり、そのような意味では認識とは認識そのものの内容である。それ故まさに認識とは絶対的認識であり、絶対的確信である。してみればここで内容として認識されるものは独立した対象ではなく、認識そのものである。こういった意味で形而上学的認識は自己認識であると言える。

結果的に論理学がこの絶対的認識に対して「イデアリスム」として対立するものとして示されるとすれば、このイデアリスムは「自身イデアリスムと称する」<sup>註26</sup>ところのものの一つであり、その内容がないため単に悟性の論理学にすぎないところのフィヒテ的な形式論理学である。我々が前に明らかにしたイデアリスムは、これとはただ論理学としてのみ一致するにすぎない。イデアリスムの第二の形而上学的——プラトンの——意味について言えば、そこにある程度、哲学全体はこれやあれやの個々のものについての理念ではなく、全体の総体性であり、同時にその実現において自己を止揚する理念を考察する<sup>註27</sup>といった考え方が認められている。ここで予示されている形而上学への弁証法の環帰は次のことを示している。すなわちヘーゲルの後年の見解からすれば、このようなイデアリスムである哲学全体が、弁証法的本性により貫ぬかれたものと言うことになろう。形而上学の内容は弁証法に支配された論理学、とりわけ本質論理学へと分配され、そこでの弁証法へと関与する。一方この形而上学的論理学への導入の問題は、『精神現象学』へと移されることにな

る。『精神現象学』の意識の根本概念は、一八〇四―五年段階で論理学を弁証法へと置きしめたのと同じ「関係」(Verhältnis)を含んでいるのである。

従ってこれまで見てきた「Systementwürfe II」における論理学と形而上学の関係は、そこに介在する弁証法の有していた意味をめぐる諸問題と共に、哲学への導入の問題も含めてこの後間もなく執筆が開始された『精神現象学』における意識の経験という弁証法的運動へと引き継がれ、その本来的解決が試みられることになるのである。

ヘーゲル生誕二〇〇年の記念事業として着手されたヘーゲル全集の編集、それが刺激となつての多くのヘーゲル研究により、若きヘーゲルの像が次第に明確なものへとなつてきつた。とは言えそれらの研究の大部分はいまだフランクフルト時代、イエーナ時代初期の彼の思想の研究に限られていると言つても過言ではない。周知のようにイエーナ時代終りについては以前から『精神現象学』を中心としたすぐれた研究がなされてきていたので、結果的にイエーナ時代中頃の彼の思想の研究がこれまででは、その諸資料の入取の難しさもあってあまり行われていないのである。この小論ではそのようなヘーゲル研究の状況を踏まえた上で、私見も加えながら、イエーナ時代中頃のヘーゲルの思想についてのM・バウムのすぐれた研究を要約、紹介したわけである。

## 註

註1 Briefe von und an Hegel I von Hoffmeister S.113 友人ニータム・マーへの一八〇六年八月六日の手紙で、すでに同年一月に印刷が始まったことを知らせている。

註2 『ヘーゲル哲学における“für uns”について』(『美作女子大学研究紀要』第二十号)

註3 M・Baum: Zur Methode der Logik und Metaphysik beim Jenaer Hegel, in Hegel-Studien Beiheft 20

註4 これらの断片は一八〇一―二年の冬学期の講義に関連するものである。

註5 G. W. F. Hegel: Gesammelte Werke 7, herausgegeben in Auftrag der Deutschen Forschungsgemeinschaft, Hamburg (GWU 8) S. 6, 14, 15, 29, 35, 41, 45, 46, 47, 57, 75, 77, 107, 111, 113, 118, 127, 131, 137 の論理学の部分

註6 GW.7 S.259, S.341

註7 ibid. S.159

註8 ibid. S.16

註9 ibid. S.34, 25, 124 f.

註10 ibid. S.15, 29, 35, 57, 75, 113, 118, 341

註11 ibid. S.47

註12 ibid. S.47

註13 Hegel: Phänomenologie des Geistes, S.57

註14 プラトーン全集4『パルメニデス』(田中美知太郎訳) S.11



- 榊15 Hegel : Phänomenologie des Geistes. S.57  
 榊16 GW 7 . S.35  
 榊17 ibid. S.113  
 榊18 ibid. S.175  
 榊19 ibid. S.29  
 榊20 ibid. S.127  
 榊21 ibid. S.137  
 榊22 ibid. S.126  
 榊23 ibid. S.125  
 榊24 ibid. S.125  
 榊25 Kant : Kritik der reinen Vernunft, B. S. 85  
 榊26 GW 7 . S. 3  
 榊27 ibid. S.184